

## よくある質問

### － 和歌山県認可外保育施設指導監督の指針 －

2026.2.27 第1版

No	質問	回答	備考
1	こどもが認可外保育施設を利用する前の確認等について、県指針に「利用開始時に、保護者からこどもの健康状態、発育及び発達状態等を確認しているか」と定めているが、具体的にどのように確認すれば良いか。	保護者から児童票を提出してもらい、確認してください(県が作成する「児童票」の活用を推奨します。 なお、提供するサービス内容の種類(月極契約や一時預かりなど)は問いません。)	県指針第2-2(1)ア
2	こどもが認可外保育施設を利用する前の確認等について、県指針に「登園時に、保護者から当日のこどもの体温、排便、食事、睡眠等の状態の報告を受けているか」と定めているが、具体的にどのように確認すれば良いか。	保護者から連絡帳を提出してもらい、確認してください(県が作成する「連絡帳」の活用を推奨します。 なお、提供するサービス内容の種類(月極契約や一時預かりなど)は問いません。)	県指針第2-2(1)ア
3	こどもが認可外保育施設を利用する前の確認等について、県指針に「保護者から家庭でのこどもの睡眠習慣(睡眠時の寝返りの有無等)を確認しているか」と定めているが、具体的にどのように確認すれば良いか。	県が作成する「こどもの睡眠習慣共有シート」を活用し、利用開始時に、保護者から提出してもらい、認可外保育施設で確認してください(提供するサービス内容の種類(月極契約や一時預かりなど)は問いません。 なお、シートの右上に職員確認欄を設けているため、全ての保育従事者が確認した印をつけるようにしてください。	県指針第2-2(1)ア
4	こどもの睡眠中の対応について、県指針に「部屋にこどもの睡眠対応に係る啓発資材を掲示しているか」と定められているが、啓発資材とは何を指しているか。	啓発資材は、県が作成する「こどものおやすみ確認ルール」を指しています。 こどもの睡眠対応を行う全ての部屋のよく見える場所に掲示してください。	県指針第2-2(1)イ
5	こどもの睡眠中の対応について、県指針に「0歳児は5分ごと、1歳以上児は10分ごとに、睡眠状態の点検をしているか」と定められているが、1歳以上児とは、どの年齢区分までを指しているか。	1歳以上児は、1歳児以上の全てのこどもであり、学童も含まれます。	県指針第2-2(1)ウ

6	<p>こどもの睡眠中の対応について、県指針に「睡眠状態を点検した結果は、適切に記録されているか」と定められているが、記録する様式に定めはあるか。</p>	<p>記録する様式に定めはありませんが、県指針に定める重点調査事項の遵守状況を確認できる様式を活用してください（県が作成する「こどもの睡眠チェック表」の活用を推奨します。）。</p>	<p>県指針第2-2(1)ウ</p>
7	<p>保育従事者の職員配置について、県指針に「こどもの登降園時間の記録及び保育従事者の出退勤時間（休憩時間含む）は適切に記録されているか」と定められているが、記録する様式に定めはあるか。</p>	<p>記録する様式に定めはありませんが、県指針に定める重点調査事項の遵守状況を確認できる様式を活用してください（県が作成する「児童出席簿」、「職員出退勤簿」の活用を推奨します。）。</p> <p>なお、こどもの登降園「時間」、保育従事者の出退勤「時間（休憩時間含む）」の記録を求めますので、その確認ができる様式を活用してください。</p>	<p>県指針第2-2(2)</p>

※1 「県指針」とは、「和歌山県認可外保育施設指導監督の指針」を指します。